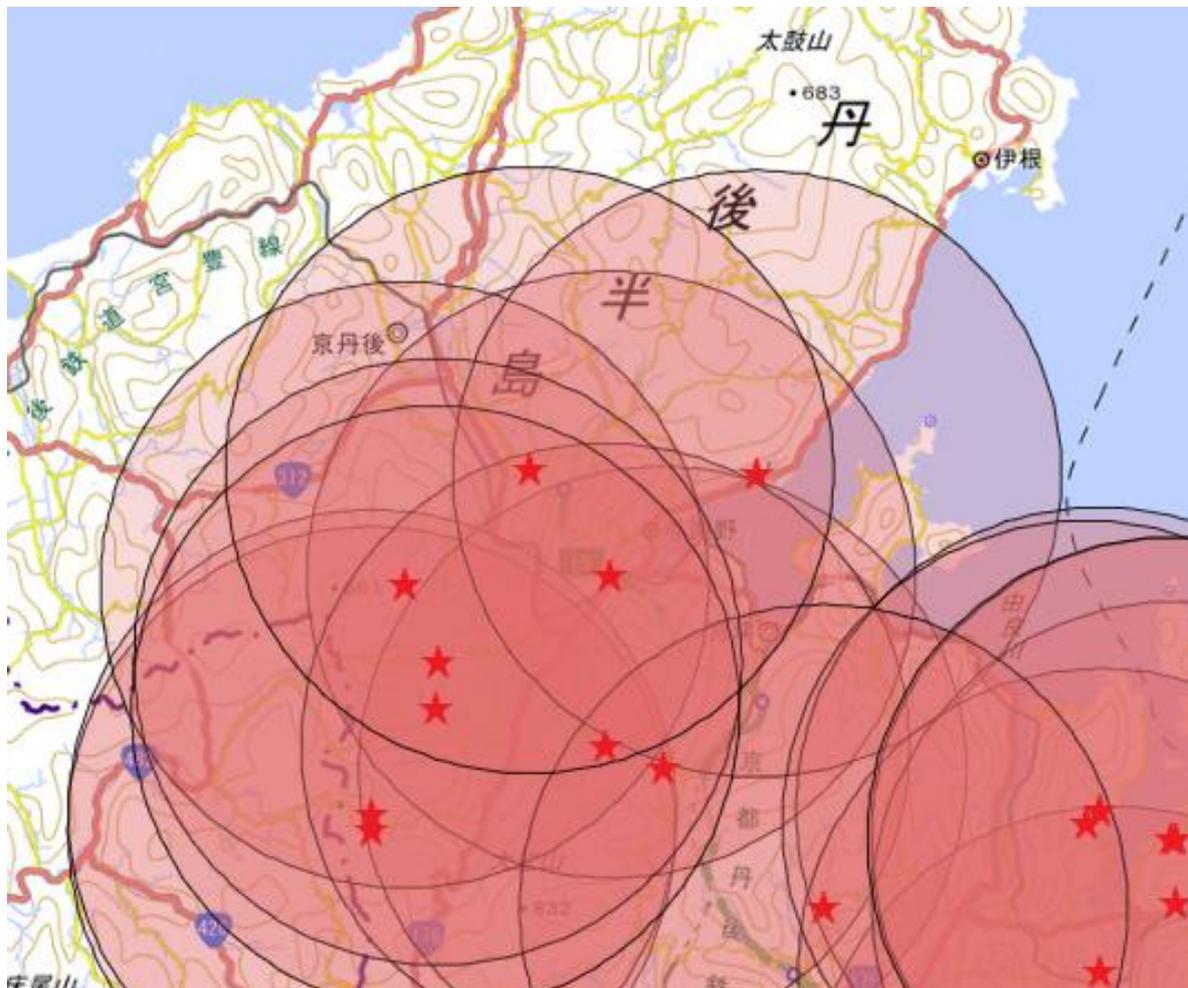


# 豚熱ウイルス拡散防止のお願い

イノシシを捕獲する際には、下記にご注意ください

- ① 豚熱感染確認区域内で捕獲されたイノシシ及びその肉等<sup>※</sup> は、感染確認区域外へ持ち出さない。
- ② 捕獲地点・埋設場所、靴・衣類、道具、手指、車両等の消毒を実施。
- ③ 有害捕獲の一時保管施設における消毒の実施。

※肉等：肉、内臓、血液、皮など



出典：地理院地図 Vector を加工

- 凡例
- ★ CSF 感染確認地点
  - 感染確認区域<sup>※</sup>
- ※イノシシからCSFが確認された地点から半径10kmの区域

区域図は R3.12.16 現在のもの

## 感染確認区域でイノシシを捕獲したとき

○感染確認区域で捕獲されたイノシシ、及びその肉等\*は、感染確認区域の外へ持ち出さないでください。

冷凍した肉等も持ち出さないでください。

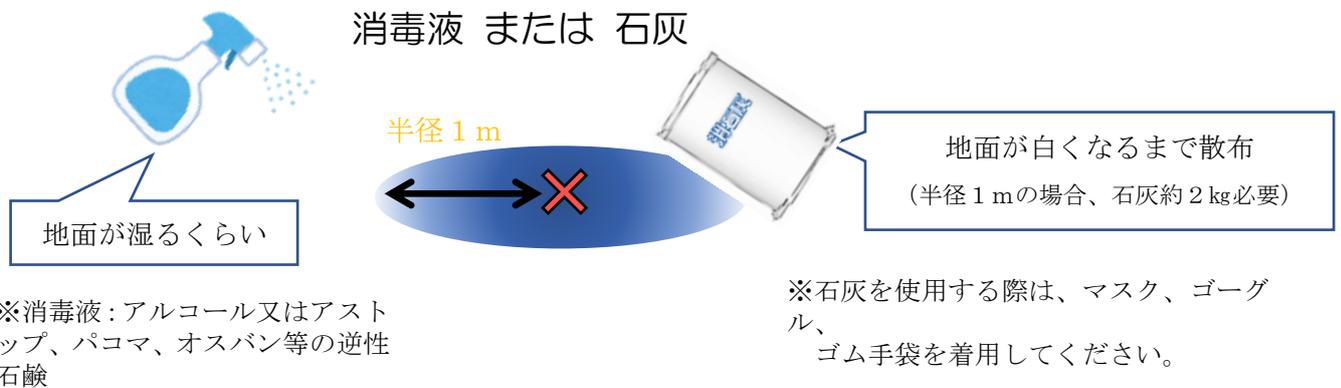
○感染確認区域内に限り、肉等の運搬や自家消費は可能ですが、取り扱いにご注意ください。

○捕獲場所や埋設場所の適切な消毒をお願いします。



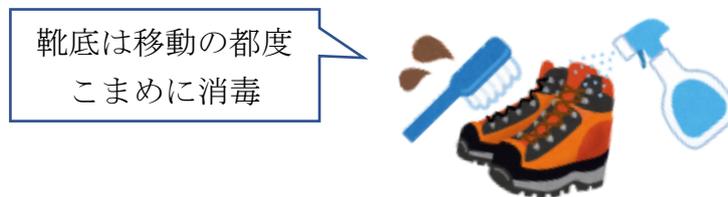
※肉等：肉、内臓、血液、皮など

### ◆捕獲地点と埋設場所の消毒



## 感染確認区域の山林に立ち入った後、現場を離れるとき

○感染確認区域で捕獲活動をした場合は、イノシシを捕獲しなかった場合でも、靴・衣類、道具、手指、車両等の消毒をお願いします。



## 養豚場への立ち入りの禁止

捕獲活動を行った人は、最低 1 週間は養豚場に立ち入らないでください

